

東京大学 SPH 同窓会規約

制定：平成 20 年 3 月 21 日

改正：平成 21 年 3 月 23 日

平成 22 年 2 月 21 日

平成 23 年 3 月 5 日

平成 24 年 11 月 3 日

平成 26 年 11 月 1 日

1 名称ならびに事務局の設置場所

本会は東京大学 SPH 同窓会と称し、事務局を東京大学大学院医学系研究科に置く。

2 目的

東京大学大学院医学系研究科公共健康医学専攻卒業生の交流および研鑽の場を提供し、国内外における公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

3 事業

本会は前記の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 研究機関と実務の間での知識と経験の共有
- (2) 会員のための各種交流行事の開催
- (3) 公衆衛生活動におけるネットワークづくり
- (4) その他目的達成のために必要な事業

4 会員

本会は以下の者を会員とする。

- (1) 東京大学大学院医学系研究科公共健康医学専攻専門職学位課程(以下公共健康医学専攻)に在籍したことがあり、入会の意思を示した者。
- (2) 公共健康医学専攻に在籍中で、入会の意思を示した者。
- (3) その他、理事会が適当と認めた者。

5 役員

- (1) 本同窓会に会長 1 名、副会長 1 名、事務局長 1 名、理事若干名、監事 1 名を置く。
- (2) 役員任期はいずれも総会までの 2 ケ年とする。ただし再任をさまたげない。
- (3) 監事を除く役員は、会員のうちから細則に定める方法で選任される。
- (4) 監事は、理事会で推薦され、総会において承認される。

6 学年幹事

- (1) 各学年の一年コース 1 名以上、二年コース 2 名以上の学年幹事を設ける。
- (2) 学年幹事は、各学年次の会員の中から互選により選任され、事務局との連絡を請負う。
- (3) 在籍中の学年幹事は理事を兼ね、このうち 3 名が議決権を有する。
- (4) 卒業後は 2 名が学年幹事を継続し、理事会への助言等を行う。

7 組織

- (1) 本会に以下の機関を置く。

理事会

(2) 理事会

- a 理事会は同窓会正副会長、事務局長ならびに理事で構成する。
- b 理事会は以下の議題を審議する。
 - ①規約改正の総会への提案
 - ②会費改定を除く細則改正の総会への提案
 - ③会費改定の総会への提案
 - ④予算案の提案と決算の報告
 - ⑤臨時総会の開催の承認
 - ⑥入会に関する事項
 - ⑦次期正副会長、事務局長および監事候補者の総会への推薦
- c 理事会は会長がこれを招集する。
- d 理事会が必要と認めたときは、理事会の下に特定のミッションを遂行するプロジェクトチームを置くことができる。プロジェクトチームの設置要件・業務内容等については、細則においてこれを定める。
- e 理事会の成立条件、議決方式などは細則においてこれを定める。

8 総会

- (1) 本会は全会員が本会の運営全般について意見交換を行い、以下に定める議題を審議する場として総会を開催する。
- (2) 総会は以下の議題を審議する。
 - a 正副会長、事務局長および監事の承認
 - b 規約・細則改正の承認
 - c 会費改定の承認
 - d 予算案・決算報告の承認
 - e 会員が共同提案する a～d 以外の議題
- (3) 本会は会長の招集により定例総会を年 1 回開くものとする。
- (4) 本会は理事会が必要と認めた場合に臨時総会を開くことができる。
- (5) 総会の成立条件、議決方式などは細則においてこれを定める。

9 会費ならびに会計年度

- (1) 本会は会費、寄付金ならびにその他の収入をもって運営される。
- (2) 会員は会費を収めるものとする。その額は細則において定める。
- (3) 会計年度は毎年 10 月 1 日より翌年の 9 月 30 日までとする。

10 規約変更

本規約および細則は理事会の議を経て、総会の承認により改正することができる。

11 情報管理

別途、プライバシーポリシーを定める。

12 施行

本規約は平成 20 年 3 月 21 日より施行されるものとする。

13 細則

この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は細則で定めるものとする。

東京大学 SPH 同窓会細則

制定：平成 20 年 3 月 21 日

改正：平成 22 年 2 月 21 日

平成 23 年 3 月 5 日

平成 24 年 11 月 3 日

平成 25 年 10 月 19 日

同窓会規約第 13 条に従い、細則を定める。

1 総会

総会について次のように定める。

- (1) 議決方式
総会における定足数は、これを定めず、出席者の過半数をもって議決する。
- (2) 議事の進行
総会は原則として議長が議事を進行する。議長は、各総会で出席会員の過半数の支持により選任される。

2 理事会

理事会について次のように定める。

- (1) 理事の選任
理事の選任方法は以下の通りとする。
 - a 理事のうち正副会長及び事務局長は卒業した会員の中から総会において互選により選任される。
 - b 正副会長及び事務局長は、合議のうえ他の理事（若干名）を選任することが出来る。
- (2) 成立条件
理事会への出席理事ならびに委任状提出理事の合計数が全理事数の過半数以上（委任状を含む）の場合、理事会は成立するものとする。
- (3) 議決方法
審議する議案は出席理事の過半数の支持を得ることにより議を決するものとする。
- (4) 議事の進行
理事会は原則として会長が議事を進行する。会長推薦についての審議は副会長が議事を進行するものとする。
- (5) 理事会は事務局として以下の業務を遂行する。
 - a 規約または細則改正の検討と総会への提案
 - b 予算の策定ならび総会への提案
 - c 決算業務ならびに決算内容の監事・総会への報告
 - d 同窓会名簿の作成ならびに管理
 - e 広報活動
 - f 講演会の計画・運営
 - g プロジェクトチームの設置・管理
 - h 本会の運営にかかわるその他の業務
- (6) 事務局の中に以下の業務の担当者を置くことができる。

- a 会員担当係
本会名簿の作成ならびに管理など会員名簿にかかわる業務を担当する。
- b 広報係
ホームページの運営など各種広報活動にかかわる業務を担当する。
- c 企画係
講演会の計画・運営などの業務を担当する。
- d 会計係
本会の会計、決算報告、予算案作成等の業務を担当する。
- e 総務係
本会の運営に必要なその他の業務を担当する。

(7) 理事会の設置するプロジェクトチームについて以下の通り定める。

- a 理事会は必要と認めるときは、理事会の下にプロジェクトチームを置くことができる。
- b 設置期間は、理事会に於いて協議の上決定する。
- c プロジェクトチームは、同窓会役員（1名以上）と、理事会が必要と認める人員を同窓会の会員の中から選出し構成する。
- d プロジェクトチームは、理事会から提示されたミッションを遂行し、進捗状況を理事会に報告する。
- e プロジェクトチームは、ミッション遂行に必要な経費を事務局に請求できる。
- f プロジェクトチームは、設置期間満了もしくは、ミッション達成をもって解散する。

3 本会への入会および会費などについて以下の通り定める。

入会の意思表示は公共健康医学専攻卒業時に入会金を支払うことでなされる。入会金の金額は10,000円とする。なお在学中の会員においては卒業時まで入会金の支払いを猶予する。

4 本会の経理処理について以下の通り定める。

経理処理は理事会が定めた会計内規に基づき適切に処理を行う。会計内規は会員に対して公表し、理事会がこれを改定した際は、会員にこれを周知する。

5 本細則は平成20年3月21日より施行される。

以上